⑺　Time limit of tender : By 7 May 2010.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, JAPAN RACING ASSOCIATION, Hakodate Race Course, 12―2, Komaba-cho Hakodate-shi, Hokkai-do Japan TEL 0138―53―1021

入札公告の取消

平成 22 年 3 月 12 日
支出負担行為担当官
　総務省大臣官房会計課企画官　福田　進吉
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
平成22年１月25日付（号外政府調達第15号・５及び６ページ）掲載の入札公告第１号「電子調達システムの設計・開発業務の請負」及び同第２号「調達業務の業務・システム最適化の実施に係るコンサルティング業務の請負」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 22 年 3 月 12 日
　支出負担行為担当官
　　東北地方整備局副局長　宮本卓次郎
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第 11 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　仙台塩釜港仙台港区中野地区航路・泊地（－９m）浚渫工事＜電子入札対象案件・施工体制確認型総合評価落札方式（試行）＞
⑶　工事場所　仙台港区中野地区、石巻港雲雀野地区
⑷　工事内容　浚渫工　グラブ浚渫　約140,000㎥、土捨工　１式
⑸　工期　平成22年９月30日まで。
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⑽　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
　なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。
⑿　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、900点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、900点以上の者であること。）
　なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を800点以上とする。
⑷　平成７年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者
・海上における浚渫工事において、グラブ式浚渫船により、純土量70,000㎥以上の浚渫又は床掘を施工した工事
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員
・海上における浚渫工事において、グラブ式浚渫船により、純土量46,000㎥以上の浚渫又は床掘を施工した工事
　また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成13年３月30日付け国港建第110号）第５第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成７年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した上記⑷１）に掲げる工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
３）特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成７年４月１日以降に「海上における浚渫工事において、純土量46,000㎥以上の浚渫又は床掘を施工した工事」の施工経験を有すること。
４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
⑹　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑼　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。
１）港湾等しゅんせつ工事のうち、平成19・20年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
２）平成20年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
⑾　施工計画が適正であること。（入札説明書参照）